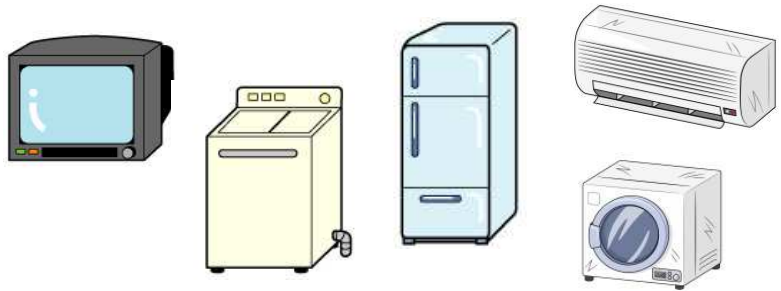


家電リサイクル法対象機器の処分方法

家電4品目は、家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられており、市では回収できません。

家電4品目とは

- テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)
- 冷蔵・冷凍庫
- 洗濯・衣類乾燥機
- エアコン(室外機含む)



処分方法

1. 買い替えの場合 (次頁A参照)

その製品を買い替える小売店に引き取りを依頼してください(小売店には引き取り義務があります)。

2. 買い替えではなく排出のみする場合 (次頁A参照)

その製品を過去に購入した小売店に引き取りを依頼してください(小売店には引き取り義務があります)。

3. 販売店がわからない、廃業のため引渡ができない、遠方で引渡ができない場合

次のいずれかの方法で処分してください。

①郵便局でリサイクル料金を払い込み、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬料金を支払い、指定取引場所まで運搬を依頼してください。(次頁B-a参照)

②指定取引場所まで自分で持ち込み、そこでリサイクル料金を支払ってください。(次頁C参照)

4. 利根支所管内で、上記3以外の方法 (次頁B-b参照)

郵便局でリサイクル料金を払い込み、尾瀬クリーンセンターに自分で持ち込み、運搬料金(尾瀬クリーンセンターから指定取引場所までの運搬する料金)を支払って、指定取引場所までの運搬を依頼してください。

※収集運搬料金

小売店や収集運搬許可業者が各々で設定しています。

リサイクル料金(メーカーによって異なります)

※令和2年4月1日現在(税込)

テレビ	ブラウン管(15型以下)	1,320円～	エアコン	990円～
	ブラウン管(16型以上)	2,420円～	冷蔵庫・冷凍庫 170L以下	3,740円～
	液晶・プラズマ(15型以下)	1,870円～	冷蔵庫・冷凍庫 171L以上	4,730円～
	液晶・プラズマ(16型以上)	2,970円～	洗濯機・衣類乾燥機	2,530円～

※別途収集・運搬料金が必要です

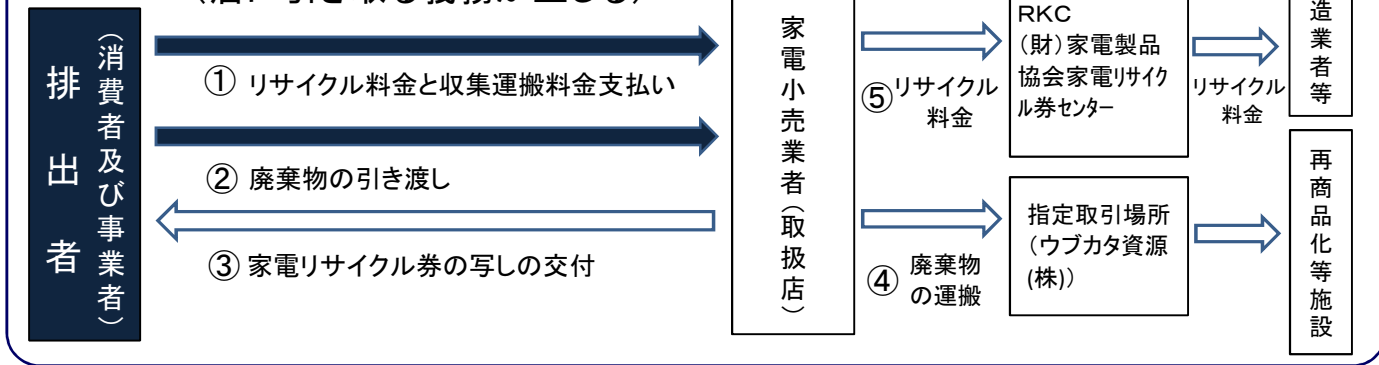
指定取引場所

名称	住所	電話
ウブカタ資源(株)	沼田市屋形原町2113	0278-22-5555

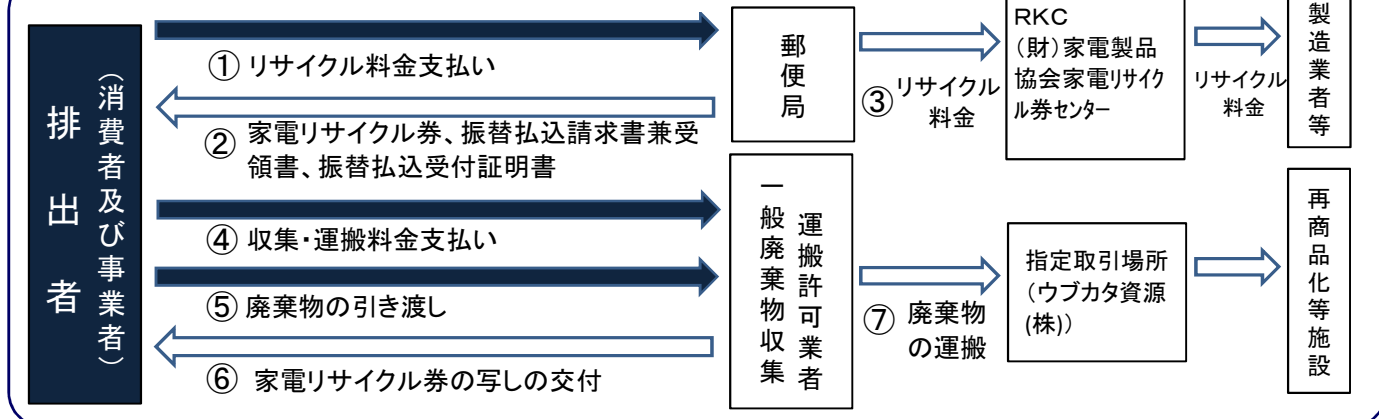
一般廃棄物収集運搬許可業者

名称	電話	名称	電話
(有)山鬚衛生社	24-5566	星野仕切店	53-3371
(有)沼田衛生社	22-0277	(株)フジモク	22-5355
ウブカタ資源(株)	22-5555	生方商会	22-9790
(株)沼田環境サービス	22-4158	サトウ資源	53-3363
小淵商会	24-8077	沼田資源(株)	23-8153
高橋商店	23-3120	井上商店	56-2201

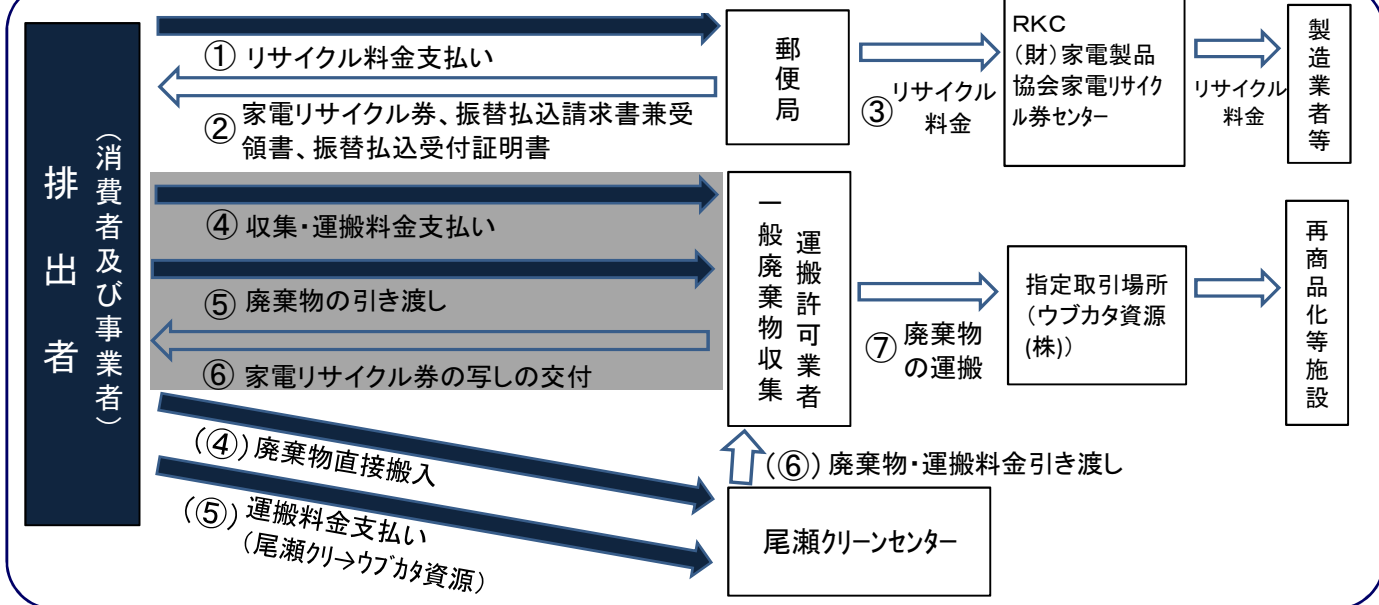
A. 廃棄する家電(4品目)の「買い替え店」が「購入店」 (店に引き取る義務が生じる)



B-a. 郵便局振込方式(本庁管内・白沢支所管内)



B-b. 郵便局振込方式(利根支所管内)



C. 直接搬入方式

